

# 特許庁委託事業

## ロシア・ライセンスマニユアル

2018年3月

日本貿易振興機構  
知的財産課  
モスクワ事務所

## 2 ロシアにおける特許ライセンス取引に関する法的環境

### 2.1 一般的な特許ライセンス

#### 2.1.1 特許性のある物

ロシアの法律に基づき、特許ライセンス契約の対象となり得る特許性のある物には、科学および技術領域の発明および実用新案の法的要件を満たしている知的産物、ならびにデザイン領域の工業意匠の法的要件を満たしている知的産物が含まれる<sup>13</sup>。

発明、実用新案および工業意匠に対する知的権利は、特許権として定義される。

つまり、特許ライセンス契約に基づきライセンス許諾することができる（その使用権を付与することができる）知的財産物は3種類あるということである。

- (i) 発明
- (ii) 実用新案
- (iii) 工業意匠

**発明**は、生産物（特に、機器、物質、微生物の菌株、植物もしくは動物の細胞培養）に関する領域の技術的ソリューション、または生産物もしくは手法の特定の用途を含む方法（有形の道具を使用して有体物に影響を及ぼすプロセス）である<sup>14</sup>。

**実用新案**は、機器に関する技術的ソリューションである<sup>15</sup>。

**工業意匠**は、工業製品または手工芸製品の外観に関するデザイン・ソリューションである<sup>16</sup>。

法律は、発明、実用新案および工業意匠について下記の特許取得要件を規定している。

---

<sup>13</sup> 民法第 1349 条

<sup>14</sup> 民法第 1350 条第 1 項

<sup>15</sup> 民法第 1351 条第 1 項

<sup>16</sup> 民法第 1352 条第 1 項

基準 アイテム	新規性 <sup>17</sup>	進歩性 <sup>18</sup>	工業用途 <sup>19</sup>	独創性 <sup>20</sup>
発明	+	+	+	
実用新案	+		+	
工業意匠	+			+

## 2.1.2 特許ライセンス契約の主要素

特許権者（ライセンサー）は、ライセンス契約に基づき、特許を受けた発明、実用新案または工業意匠を契約の枠内で使用する権利を他方当事者（ライセンシー）に付与するかまたは付与することを約束する。

法律は、両当事者が契約のすべての基本条項について所定の形式の合意に達した場合、契約が締結されたと認めている。

特許性のある物を使用するためのライセンス契約の主要条項は、下記を含む。

- (i) **契約の主題**（契約に基づいてライセンス許諾される（その使用権が付与される）発明、実用新案または工業意匠の説明）
- (ii) 特許性のある物の**使用方法**
- (iii) **料金の総額**もしくは**料金の計算方法**またはライセンス契約を**無償**とする旨の定め

関連する発明、実用新案または工業意匠の所有者の独占的権利を証明する特許識別番号が契約書に記載されている場合、両当事者は、ライセンス契約の主題に合意したとみなされる。

特許ポートフォリオのライセンスを許諾する場合、ライセンス契約の主題となる特許リストをその付属書類に含めることができる。

ライセンス契約書に発明、実用新案または工業意匠の**使用方法**を定めることにより、ライセンシーが約束または実行することを許される行為または活動の範囲を

<sup>17</sup> 発明は、先行技術からは知り得ない場合、新規性がある（民法第 1350 条第 2 項）。実用新案は、その総合的な本質的特徴が先行技術では知り得ない場合、新規性がある（民法第 1351 条第 2 項）。工業デザインは、製品イメージに反映されるその総合的な本質的特徴が工業デザインの優先権の日付より前に一般に広く出回っていない場合、新規性がある（民法第 1352 条第 2 項）。

<sup>18</sup> 発明は、その発明の優先権の日付より前に世界のあらゆる場所で公開された何らかの公知の情報を含む先行技術を考慮した上で、同じ分野の他の熟練者にとって明らかでない場合、発明の進歩性があるといわれる（民法第 1350 条第 2 項）。

<sup>19</sup> 発明または実用新案は、製造、農業、医療その他の産業または社会生活の領域で使用が可能な場合、産業上の利用が可能（すなわち有用）である（民法第 1350 条第 2 項および民法第 1351 条第 2 項）。

<sup>20</sup> 工業デザインは、その本質的特徴が製品固有の創造的性質に由来する場合、特に、製品のイメージに反映された工業デザインと同じ印象を情報に通じた使用者に与えるような同様の目的の製品のデザイン・ソリューションが、工業デザインの優先権の日の前に一般に広く出回っていない場合、オリジナルとみなされる（民法第 1352 条第 3 項）。

制限することもできる。ライセンシーは、特許性のある物を、その権利の範囲内でライセンス契約に定める方法でのみ使用することができる。特許性のある物の使用権が、ライセンス契約に明示的に定められていない場合、ロシアの法律の下では、当該使用権は、ライセンシーに付与されていないとみなされると推定される<sup>21</sup>。

両当事者は、特許性のある物の具体的な用途の一部として、特許性のある物を使用して製造することができる製品の最大数量など、適切な関連条件をライセンス契約に定めることができる。

ライセンス料の支払いは、以下を含め、あらゆる形式が認められている。

- (i) 一回の定額払い
- (ii) 定額・定期払い
- (iii) ライセンシーが特許性のある物を使用して得た利益に対する一定の割合に相当する額（ロイヤルティ）
- (iv) 上記の組み合わせまたは他の方法<sup>22</sup>

ロイヤルティが利益に対する一定の割合の形である場合、特許性のある物を組み込んである製品の売上げがない（ライセンシーの過失による場合を含む）ことを理由に、ライセンサーが十分な料金を受け取ることができない可能性があるというリスクが生じる。したがって、契約により、ライセンシーが支払いについて銀行保証を取得し、ライセンス許諾された物が使用されなかった場合でも最低保証料を支払うことを義務付けることができる。

定額料金の支払いは、定額料金ベースのライセンス契約に基づく支払いがまさに使用権の付与と引換に行われるため、ライセンシーが実際に特許を使用するか否かに左右されない。

この点で、定額払いを設定する場合、ライセンサーによる料金回収のための請求は、ライセンシーが特許を使用しないことを理由に拒否されることはない。ただし、両当事者は、ライセンス料金表（例えば、商品の生産数量または販売数量を基準とするなど）を定めることができる。

特に、事業体は、該当する権利の全有効期間にわたり、全世界の何れかの国においても独占的ライセンスを無償で相互に付与することはできない。これにより、ライセンスが実際に無償の処分（すなわち、特許の独占権の贈与）となるためである。ロシアの法律は、事業体間の贈与を禁止している。

上記の不可欠な条件のいずれかが欠けているライセンス契約は、締結されていないとみなされる。これは、法的結果を伴わないこと、すなわち、いかなる人の権利または義務も生じず、変更せず、終了しないことを意味する。

---

<sup>21</sup> 民法第 1235 条第 1 項

<sup>22</sup> 民法第 1235 条第 5 項

不可欠ではないが、両当事者間で合意することが推奨される契約の他の条項には、下記の条項がある。

(i) 締結されるライセンス契約の**期間**

(ii) 特許性のある物の使用が許可される**地域**

ライセンス契約の期間は、ライセンス許諾される物の独占的権利の有効期間（発明は 20 年、実用新案は 10 年および工業意匠は 25 年<sup>23</sup>）を超えてはならない。期間の定めがないライセンス契約の締結期間は 5 年<sup>24</sup>であるとみなされる。

契約書に特許権の使用が許可される地域を定めていない場合、ライセンシーは、ロシア連邦の領土全域で権利を行使する権利を有する。ライセンス契約書において、ライセンサーは、ライセンシーが特許性のある物を使用することができる地域を、例えば一つの連邦構成体または特定の都市といった地域に制限することができる。

法律では、特許性のある物の独占権が複数の個人によって所有されている場合、独占権は、同人の間の合意による別段の定めがない限り、権利者が共同で行動することにより処分することができるように定めている。したがって、いずれの権利者も、他の共同所有者の同意を得ずに当該物のライセンスを付与することはできない。

上記に鑑みて、ライセンス契約を締結する前に確認すべき事項の一つは、特許の共同所有者がいないことである。複数の権利者が存在し、そのうちの 1 名との間でライセンス契約が締結される場合、権利者の間に、契約する当事者がその単独の裁量で独占権の処分を許可する旨の合意が存在するか否かを確認すべきである。

### 2.1.3 ライセンス契約の形式

特許性のある物の使用权を付与するライセンス契約は、書面で締結しなければならない。この要件を満たさない場合、契約は無効になる。

### 2.1.4 ライセンス契約の有効期間

ライセンス契約は、契約に別途定める場合を除き、該当する発明、実用新案または工業意匠に対する独占権が終了した時点で終了する。ただし、ライセンス契約がパテント・プールに対する権利を対象とする場合、パテント・プールに含まれるある特許が終了しても、それに伴いその他の特許に関するライセンス契約が終了することはない。

発明、実用新案または工業意匠に対する独占権が新たな権利者に移転しても、前の権利者が締結していたライセンス契約を変更または解除する根拠とはならない。

### 2.1.5 特許権ライセンスの登録

---

<sup>23</sup> 工業デザインの独占権は、ロシア特許庁に出願書類が提出された日から 5 年間で有効であり、特許所有者の延長登録出願により、数回、(最長 25 年) 延長することができる。

<sup>24</sup> 民法第 1235 条第 4 項

特許性のある物の明確な特徴の一つは、それが国家登録され、かつその結果、（創出された時点で保護対象となる知的財産物への対策として）発明、実用新案または工業意匠、その著作権および独占権の優先性を証明する特許が発行されることにより、法的保護が発生する点である。

法律には、知的産物が国家登録された場合、契約に基づく産物に対する独占権の処分および（ライセンス）契約に基づき産物を使用する権利の付与も登録対象となることが規定されている<sup>25</sup>。したがって、特許性のある物に対する権利が付与されるライセンスも、国家登録の対象となる。

### 2.1.6 契約当事者の主要義務

法律によれば、ライセンス契約に基づくライセンサーの主たる義務は、発明、実用新案または工業意匠を使用する特許認定された権利を、契約で定める範囲においてライセンシーに付与することであり、一方ライセンシーは（有償ライセンス契約の場合は）ライセンサーに対し、適時にライセンス料を支払う義務を負う。

両当事者は、ライセンス契約に以下の定めを盛り込むこともできる。

- (i) ライセンサーがライセンシーに対して、追加情報（ノウハウを含む）、技術支援および助言を提供する旨の条項
- (ii) ライセンサーが特許性のある物の使用状況を監査する権利を有する旨の条件（例えば、ライセンシーの敷地での現場監査の実施を含む）
- (iii) ライセンスの有効期間を通じて、特許の有効性を維持するライセンサーの義務
- (iv) ライセンス許諾される特許性のある物に対する独占権を第三者が侵害した場合に、ライセンサーに対し、可能かつ合理的な情報を提供するというライセンシーの義務
- (v) ライセンス許諾される物に改良が生じた場合、当該改良に関する情報を相互に交換し、当該改良の一部に関して特許権等が取得される場合、両当事者は、関連するライセンスを相互に許諾する旨の条項

さらに、ライセンス契約には通常、ライセンサーが独占権を保護する措置を講じるという条件が含まれる。独占権を有しないライセンシーは、法律により独占権を保護することができないため、単純（非独占的）ライセンス契約に、独占権を保護するライセンシーの義務を盛り込むことは不可能である<sup>26</sup>。

関連する特許性のある物を記載した特許によっても、ライセンシーは効果的な方法で技術的解決を行うことが不可能であることが多いため、ライセンシーは通常、ライセンス契約に基づき、技術文書、サンプル商品およびマニュアル一式も入手する。

### 2.1.7 特許ライセンスの種類

---

<sup>25</sup> 民法第 1232 条第 2 項

<sup>26</sup> 民法第 1254 条

発明、実用新案または工業意匠の使用権に対するライセンスは、独占的または非独占的（単純ライセンス）のいずれの形を取ることも可能である。

**独占的ライセンス**とは、ライセンサーが特許性のある物の使用権をライセンシーに付与した後、他者に追加的なライセンスを発行することができないライセンス契約をいう。

法律の基本的立場によれば、ライセンサーは独占的ライセンスを許諾することにより、ライセンシーに（ライセンスを）許諾する権利の範囲において、特許性のある物の使用権を喪失することになる。ただし、契約に別段の条項を定めることもできる。

独占的ライセンスのもう一つの典型的な特徴は、ライセンス許諾された特許に対する権利を第三者が侵害した場合で、ライセンスに基づくライセンシーの権利がその影響を受けたときは、ライセンシーは、権利者が法律上利用できる手段（補償請求等）によって自らの権利を保護することができる点である。

**非独占的（単純）ライセンス**とは、ライセンサーが特許性のある物の使用権をライセンシーに付与しつつ、他者にライセンスを発行する権利を留保するライセンス契約をいう。

許諾されるライセンスの種類が契約書に明記されていない場合は、非独占的（単純）ライセンスであると想定される。

非独占的ライセンシーは、独占的ライセンスに基づくライセンシーと異なり、特許に対する独占権が侵害された場合に、特許権を保護するために自らの名義で訴訟を提起することはできない。

特許性のある物に対する特殊な種類のライセンスとして、**オープン・ライセンス**がある。特許権者はこのライセンスに基づき、発明、実用新案または工業意匠を使用する権利を自らが決定する条件でいずれかの人に許諾する可能性がある場合は、これをロシア特許庁に登録することができる。ロシア特許庁はこれを受けて、特許権者の費用負担で、当該オープン・ライセンスの詳細を公式サイト（<http://www1.fips.ru>）上で公表する。特許権者はその後、希望者と単純（非独占的）ライセンス契約を締結しなければならない。

権利者がオープン・ライセンスの申し出を推奨することにより、特許の有効性を維持するために権利者が支払う金額は、オープン・ライセンスに関してロシア特許庁が公表した翌年から 50 %減額される。

法律では、特許権者がオープン・ライセンスの申請書を取り下げること認めている。特許権者は、オープン・ライセンスの詳細の公表後 2 年間、申請書に定める条件でライセンス契約の締結申込みを書面で受領しなかった場合、ロシア特許庁に当該申請書の取り消しを要請することができる。この場合、特許の有効性を維持するための特許手数料は、取り消し前の期間については支払済である必要がある。取引後も、全額支払う必要がある。ロシア特許庁は、取り消された出願に関する情報を公式ニュースレターで公表する。

#### 2.1.8 特許サブライセンス契約

自らに許諾された発明、実用新案または工業意匠の使用権をサブライセンス許諾するライセンシーの権利については、ライセンサーとの間で書面による合意を要する。

該当する同意は、特定のサブライセンシーを記載することなく、または特定のサブライセンス契約の締結に関して、ライセンス契約の中で、または別個に付与することができる。ライセンサーはまた、ライセンシーに許可される用途一覧のうち、ある特定の特許用途に限定してサブライセンス契約を締結することを同意の条件とすることもできる。

ライセンシーは、基本ライセンス契約に基づいてライセンシー自身に許可された権利および用途の範囲に限り、かつ基本契約の期間を超えない期間のみ、特許性のある物を使用するサブライセンス権を付与することができる。

基本ライセンス契約の期間を超える期間を対象として締結されたサブライセンス契約は、基本契約が満了するまで締結されているとみなされる。

ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、ライセンシーは、サブライセンシーが行う行為について、ライセンサーに対し責任を負う。

#### 2.1.9 特許ライセンス契約に基づく報告

法律の基本的立場によれば、ライセンサーはライセンシーに対し、ライセンス許諾された特許性のある物の使用状況について報告を義務付けることができる。ライセンス契約に報告日程および報告手順が定められていない場合、ライセンシーは、要求に応じて当該報告書をライセンサーに提出しなければならない。

ライセンサーは、該当する特許性のある物をライセンシーが適切に使用しない場合、ライセンサーの営業上の信用その他の財産権が損なわれる可能性があるため、その適切な使用の管理に努めることから、この法規定はライセンサーの利益に資するものである。

ライセンシーに報告義務を課す規則を回避するためには、両当事者は、ライセンシーが当該報告書をライセンサーに提出する義務を負わない旨をライセンス契約に明示的に定めなければならない。

契約には、報告書を要求するライセンサーの権利を定めるか、または詳細な報告手順および特定の提出期限を定めることもできる。契約には、特許性のある物をライセンシーがどのように使用しているかに関して、ライセンサーが監査する旨を定めることもできる。

ライセンシーの報告義務および／またはライセンサーの監査権について両当事者が合意する場合、報告書の提出手順および／またはライセンス許諾された物の使用状況に関するライセンサーの監査手順について、詳細を定めることが可能である。特に、報告の必要かつ十分な範囲および内容、ライセンサーによる監査の最低頻度、ライセンシーの報告日程などを定めることができる。これらの定めがな



いと、ライセンサーは、自らの立場を悪用してライセンシーの業務の妨げとなる不当な検査を行い、かつ報告書を要求する可能性がある<sup>27</sup>。

ライセンシーが報告義務に違反した場合であっても、ライセンサーの独占権の侵害とはみなされない<sup>28</sup>。

#### 2.1.10 技術の輸入／輸出に関する制限

ロシアへの、またはロシアからの技術の輸出入は制限を受けない。ただし、以下の例外が存在する。

1995年11月21日付連邦法第170-FZ号「原子力エネルギーの利用について」（第64条）に従い、原子力エネルギーの利用に関連する技術およびサービスの輸出入は、原子力エネルギーの利用許可（ライセンス）に基づき、ロシア連邦の輸出管理法に従い実施される。

1999年7月18日付連邦法第183-FZ号「輸出管理について」に従い、法定リスト上の一定の技術は輸出管理の対象にもなり、したがって、許可文書に基づく場合に限り輸出入を行うことができる。当該法律の第6条には、輸出管理の対象となる物品および技術（例えば、武器および軍装備品の生産に利用可能な技術ならびに、ミサイルおよび化学兵器の生産に利用可能な核兵器のために利用される技術など）が列挙されている。

2008年9月15日付ロシア連邦政府決定第691号には、輸出管理の対象となる外国貿易業務のライセンス許諾に関する規定が含まれている。ライセンスは、外国貿易に参加するロシア人から提出される申請書に基づき、Federal Service for Technical and Export Control（連邦技術・輸出管理局）から発行される。

軍民両用の物品および技術の輸出入も、ロシアにおいては管理の対象となる。2001年6月14日付ロシア連邦政府決定第462号により、許可に基づく手順が定められている。

2004年9月20日付ユーラシア経済連合（EEU）国家間会議決定第190号では、EEUにおいて輸出管理の対象となる物品および技術のリストが承認されている。リストには、ヒトおよび動植物の病原体、遺伝子組み換えによる生物、毒素、その生産のための設備および生産技術、化学兵器の生産に利用される可能性のある技術およびその他の技術が含まれる。

上記の技術の輸出入には、EEU加盟国の管轄機関が発行したライセンスまたは許可が必要である。当該許可のない当該技術の輸入は禁じられる。

#### 2.1.11 技術に関する権利者の特定の保証を行う責任

<sup>27</sup> たとえライセンサーが、ライセンス契約に基づき許諾する、特許性のある物のライセンシーによる使用を妨げる可能性のある行為を行わないよう法律により義務付けられている場合であっても同様である（民法第1237条第2項）。

<sup>28</sup> 訴訟番号第A40-18624/10-51-122に関するロシア最高商事裁判所判決第BAC-17168/10号（2010年12月21日付）

広く確立した事業慣行に従い、知的資産の使用権に関するライセンス契約では通常、知的財産権に欠陥または不備がない旨の保証（資産の使用により第三者の権利が侵害されないこと、ライセンサーが権利の合法的な所有者であることなど）が定められる。

また、発明および実用新案に関するライセンス契約には、特許性のある物に関して、その関連する実施条件を遵守することを条件に技術的ソリューションとして機能する旨の保証も含めることが可能である（当該条件は通常、契約に基づき提出される技術文書その他の文書に記載される）。

ロシアの法律は近年、2015年に「事実保証書」（英国法に基づく表明および保証と類似した証書）を認めた。しかし今日まで、裁判所がこれらの規定の適用に向けて確立したアプローチを蓄積し、形成するには十分な時間が経過していない。また、知的財産の使用権が付与されるライセンス契約に関しては、保証の有効性または意味合いに関する分析も行われていない。

さらに、ロシアの法律では、（英国法と比較して）表明と保証が区別されていない。「事実保証書」の法定上の概念は、表明と保証の両方の特徴を兼ね備えたものであり、簡易な混合証書である<sup>29</sup>。

ロシアの法律のもとでは、契約の締結時または契約の締結前もしくは締結後に、契約において重要な事実<sup>30</sup>に関して虚偽の保証を他方当事者に提供した当事者は、要求に応じて、当該保証が虚偽であったことから他方当事者が被った損失について、他方当事者に賠償を行うか、または契約に定める違約金を支払わなければならない。

法律ではまた、契約の相手方の虚偽の保証が契約当事者にとって重要なものであった場合、当該契約当事者が損害賠償請求または違約金の支払いに加えて、契約から撤退することができる旨を定めている。なお、両当事者は、契約の該当する条項により、契約からの撤退を認める法定規則の適用を排除することができる。

他方当事者が虚偽の保証を行った結果、詐欺または重大な欺瞞の影響を受けて契約を締結した当事者は、契約から撤退する代わりに、契約の無効を要求することができる。

法律では、事業経営に携わる人への厳格な責任が導入されているため、虚偽の保証を行った場合の損害賠償請求の意味合いは、企業に対しては、虚偽の保証を行った当事者が虚偽であることに気付いていなかった場合にも適用される。ただし、両当事者は、契約に関連する条項を含めることでこの規則を無効にすることができる。

当該知的財産物の使用が第三者の権利を侵害しない旨の保証がある場合でも、第三者の権利が実際に侵害された場合には、ライセンサーは責任を免除されないことに留意しなければならない。ライセンサーはいかなる場合も、ライセンサーに

---

<sup>29</sup> ロシア民法：契約に関する一般条項。第 27 章から第 29 章に関する条項ごとの解釈（V.V. Vitryansky, B.M. Gongalo, A.V. Demkina 他。P.V. Krashennikov. M.編集）：2016 年版、223 ページ

<sup>30</sup> 法律は以下の例を挙げている：契約の主題、契約を締結する権限、契約が政府の法律を遵守していること、必要なライセンスおよび許可の入手状況、自らの財務状況または第三者の財務状況に関する保証。

対して償還請求権を有するほか、当該保証は、ライセンシーが第三者の権利侵害を犯していないことを証明する負担を軽減する上で有用である。

### 2.1.12 技術改良の所有権

ライセンシーは、ライセンス契約に基づき特許を使用する場合、特許性を持つ可能性のある技術を新たに開発することが非常に多い。

この場合、以下のケースが起こり得る。

- (i) ライセンシーが特許性のある技術改良を開発し、当該技術改良が特許を取得した場合、従属的な発明または実用新案として扱われないケース
- (ii) ライセンシーが特許性のある技術改良を開発し、当該技術改良が特許を取得した場合、**従属的（副次的）な発明または実用新案**となるケース<sup>31</sup>

契約で別途定める場合を除き、上記の両方のケースにおいて、ライセンシーはライセンサーの同意を要することなく、（特許性基準を満たすことを条件に）自らの名義で技術改良につき特許を取得することができる。

ただし、ライセンシーの特許取得物が、ライセンシーにライセンス許諾された「上位」特許に従属するものである場合には、上位特許の所有者（すなわちライセンサー）の同意を得ずに、これを使用することはできない。

技術改良に対する権利の分配は通常、細部に至るまで協議され、特許ライセンス契約で詳細に定める。

両当事者は、特許性のある技術改良が生じた場合、ライセンシーは例えば、ライセンサーにその旨を通知すること、かつ特許を取得した場合には、ライセンサーにライセンスを許諾するかまたはライセンサーに特許を売却すること（その後ライセンサーがライセンシーに特許ライセンスを発行する）を約束する内容の条項を、契約に含めることができる。

その他、技術改良が特許を取得する前に、特許を取得する権利をライセンシーがライセンサーに移転することを約束することも、両当事者がライセンス契約に盛り込むことが両当事者にとって有効である。

---

<sup>31</sup> ある発明または実用新案は、先の優先日を有し、既に特許を取得した発明または実用新案を使用することなく、これを製品または手法の中で使用できない場合に、**従属的**となる。特に、先の優先日を有し、既に特許を取得した別の発明が使用されている製品の特定の用途に関して保護される発明は、従属的発明と認められる。また、ある製品もしくは手法に関する発明または実用新案の製法が、当該製品の目的または手法の観点からのみ、先の優先日を有し、既に特許を取得した別の発明または実用新案の製法と異なる場合にも、当該発明または実用新案は従属的となる（民法第 1358.1 条第 1 項）。

## 2.2 強制ライセンス

### 2.2.1 強制ライセンスの定義

**強制ライセンス**とは、裁判所の判決に従い、裁判所が定める条件に基づき、特許性のある知的産物の使用权をある特定の人に許諾することである<sup>32</sup>。

強制ライセンスは本来、特許権者の独占権に対して課される制約であり、特許権者による独占権の悪用を防ぎ、技術的、経済的かつ社会的な発展を確実にすることを目的とする。例えば、パリ条約第5条に基づき、各国は、特許がもたらす独占権の行使から生じる悪用（不実施など）を防ぐために、強制ライセンスの許諾について規定する立法措置を講じる権利を有する。

法律では、特許性のある物に関して裁判所が強制ライセンスを発行する理由として2点を定めている。

- (i) 特許を取得したソリューションを特許権者が使用しない場合（すなわち**不実施**）
- (ii) 上位に位置する別の発明、実用新案、工業意匠の権利者からの同意がないために、**従属特許を使用できない場合**

民法第1358.1条によれば、従属的発明、従属的実用新案または従属的工業意匠とは、先の優先日を有し、すでに特許を取得した別の項目を使用しなければ、製品または手法の中で使用できないものをいう。

特に、ある発明が、ある製品の特定の用途に関して保護されており、当該製品において先の優先日を有し、すでに特許を取得した別の発明が使用されている場合は、従属的発明と認められる。

また、製品もしくは手法に関する発明の製法が、目的または手法の観点からのみ、先の優先日を有し、すでに特許を取得した別の発明または実用新案の製法と異なる場合にも、当該発明は従属的となる。

法律に基づき、上位に位置する発明または実用新案の特許権者からの同意を得ずに、特許を使用することはできない。

裁判所に訴える前に、利害関係者は、強制ライセンスを求める特許の所有者に対し、ライセンス契約書の草案とともに申請書を送付しなければならない。特許権者は受領から30日以内に、申請書を承諾もしくは拒否するか、または（ライセンス契約書の草案に対する異議覚書を送付することにより）修正後の条件で申請書を承諾する旨の通知を提供しなければならない。

許容し得る条件での契約の締結を権利者が拒否した場合、ライセンスの許諾を求める当事者は、裁判所に請求を提起する権利を有する。契約書の草案への異議覚書を受領した当事者も、覚書の受領から30日以内に、または承諾期間の満了前

---

<sup>32</sup> 民法第1239条

に、異議のあった事項について裁判所の判断を求めるために請求を行うことができる。

利害関係者は、以下の現行条件に総合的に従うことを条件に、特許性のある物を使用するための強制ライセンスを裁判所に申請し、取得することができる。

不実施	従属特許
<p>(i) 特許権者において、発明もしくは工業意匠に関しては特許発行日から4年間、または実用新案に関しては特許発行日から3年間、不実施であるかまたは実施が不十分であること</p> <p>(ii) 特許権者における特許性のある物の不実施または不十分な実施の原因が正当な理由によらないこと</p> <p>(iii) 当該物品、業務またはサービスの市場提供が不十分であること</p> <p>(iv) 特許権者が、広く認められた慣行に合致した条件でのライセンス契約の締結を拒否していること</p> <p>(v) ライセンスを求める人において、積極的に特許を使用する用意があること<sup>33</sup></p>	<p>(i) 従属特許の所有者であること</p> <p>(ii) 第1特許に対する他者の権利を侵害せずに、特許を使用することができないこと</p> <p>(iii) 第1特許の所有者が、広く認められた慣行に合致した条件でのライセンス契約の締結を拒否すること</p> <p>(iv) 従属特許が重要な技術的成果であり、第1特許に匹敵する多大な経済的利益をもたらすこと</p>

学説上の出典には、裁判所の判決は大部分が上記の条件に基づくと記載されているが、現時点では、これらの概念について説明した判例は出されていない。

## 2.2.2 強制ライセンスの申請要件

請求者は強制ライセンスを求める請求書に、特に以下のライセンス発行条件を記載しなければならない。

- (i) 特許性のある物の使用範囲
- (ii) 料金、支払手順および支払日程

<sup>33</sup> 強制ライセンスを求める者は、該当する物品を生産し、業務を実施し、またはサービスを提供するための技術的手段およびリソースを十分に有していることを証明しなければならない（例えば、P.V. Krashennnikovによるロシア民法、特許法および植物品種保護権を参照。第72章および第73章に関する条項ごとの解釈：2015版）。

上記第 2.2.1 号に記載された条件が満たされる場合、ロシアの領域において発明、実用新案または工業意匠を使用するための強制単純（非独占的）ライセンスの発行を求めて、特許権者に対して訴訟を提起することができる。

強制ライセンスに関する請求に応じる場合、裁判所は、ライセンスの発行条件（ライセンス料を含む）を決定する。なおライセンス料は、同等の状況におけるライセンスの料金を下回ることはできない。

### 2.2.3 強制ライセンスのその他の特徴

強制ライセンスは、その発行の根拠に応じて、以下の固有の特徴を有する場合がある。

不実施	従属特許
<p>特許権者は、ライセンスの発行のきっかけとなった状況が存在しなくなり、再発する可能性が低い場合には、裁判所を通じて強制単純（非独占的）ライセンスを終了させることができる。</p> <p>この場合、裁判所は、強制ライセンスおよびその発行に関連して生じた権利について、期限および終了手続きを定める。</p> <p>強制非独占的ライセンスは、半導体技術に関する発明の使用に関しては、以下のいずれかを目的とする場合に限り許諾することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家の利益、社会その他の公共の利益となる商業用途のため</li> <li>● ロシア連邦の独占禁止法に違反すると認められる条項を変更するため</li> </ul>	<p>強制ライセンスに基づき許諾される第 1 特許により保護される特許を使用する権利は、譲渡不可である。ただし、第 2 特許を処分する場合はこの限りではない。</p> <p>強制単純ライセンスが許諾される場合、当該ライセンスに基づきライセンス許諾される特許の所有者も、広く認められた慣行に合致した条件で、強制単純（非独占的）ライセンスの発行に関連する従属特許の使用に関して単純（非独占的）ライセンスを取得する権利を有する。</p>

ロシア特許庁は、裁判所の決定に基づき、強制単純（非独占的）ライセンスの条件による発明、実用新案または工業意匠の使用権の許諾および終了を国家登録する。

ロシアの法律の規定によれば、強制ライセンスに基づく特許使用権の付与は、関連する裁判所の判決の成立日ではなく、関連契約の国家登録時に発効するものとみなされる。

強制ライセンスを一方的に取り消すことはできない。

#### 2.2.4 強制ライセンスの使用実態

強制ライセンスの概念が導入された時点から本書作成日まで、ロシアで実際に強制ライセンスが発行されたことはない。これは、この強制ライセンスという証書へのニーズがないこと、または強制ライセンスの発行に必要な総合的な条件を満たしていると証明することが難しいためであると説明できる。

そうはいつても、FAS は近年、特に医薬品に関して、強制ライセンスの許諾を推進する法規定の制定を積極的に主張していることに留意しなければならない。例えば、FAS は、ロシア政府が医薬品に関して強制ライセンスを許諾する仕組みを活用する根拠を拡大する民法改正を提案した法案を、ロシア政府に提出した。

さらに、FAS は最近、Bayer と Monsanto の合併に関して、Bayer が行動要件（特に非独占的ライセンスに基づき、ロシアの農業・気候条件において利用するための新たな種類および交配種の生産技術を生み出す特定の工場を共有し、ロシア企業にデジタル農業データベースへのアクセス権を付与すること）を満たすことを条件に、ロシアにおける独占禁止法上の承認を与えることに同意した。

したがって、ロシアにおいて強制技術ライセンスが許諾された前例がなくても、強制ライセンスの発行理由および発行の可能性を広げることを目的とした法規定が増えつつあるという最新の動向に注意を払うべきである。

【特許庁委託】

ロシア・ライセンスマニュアル

【著者】

Goltsblat BLP

【発行】

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL: 03-3582-5198

モスクワ事務所

5, Bryanskaya st., Moscow, 121059, RUSSIAN FEDERATION

TEL: +7-495-580-7320

2018年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2018年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。